

富山高岡広域都市計画地区計画の決定
(富山市決定)

布市駅周辺地区 地区計画

計 画 書

富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（富山市決定）

都市計画 布市駅周辺地区 地区計画を次のように決定する。

名 称		布市駅周辺地区 地区計画
位 置		富山市布市の一部
面 積		約 1 . 8 h a
地区計画の目標		当地区は、富山市中心部から南東へ約 6 k m の市街化調整区域に位置し、富山地方鉄道上滝線 布市駅が近接した公共交通の利便性の高い地区であり、地区周辺には、富山南高等学校や富山高等専門学校等の公共施設、食料品や日用品などの物販店が立地している。 また、当地区北側では、布市土地区画整理事業で造成された戸建て主体の住宅団地があり、建築協定によりゆとりある良好な居住環境が維持、形成されている。 このことから、本計画を定めることにより、駅を拠点に周辺環境と調和した良好な居住環境の形成を図るとともに、無秩序な個別開発による不良な街区形成を防止することを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	良好でゆとりある低層戸建て住宅を主体とした土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	地区内には、良好な街区を形成するため、区画道路を適正に配置するほか、日常的な潤いの場として公園を配置し、これらの機能が失われないように適切に維持、管理を行う。
	建築物等の整備の方針	駅周辺の良好な居住環境を形成するため、建築物等の用途の制限や容積率の最高限度、建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。

地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (１) 建築基準法別表第二（い）項第一号（ただし、長屋を除く）、第二号及び第十号に掲げるもの。 (２) 公益上必要な建築物（ごみ置き場や防災備蓄倉庫等）
	建築物の容積率の 最高限度	１００％
	建築物の建蔽率の 最高限度	６０％ (建築基準法第５３条第３項に規定する角地緩和は適用しない)
	建築物の敷地面積の 最低限度	２００㎡ (ただし、公益上必要な建築物については、この限りではない。)
	壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は１．０ｍ以上とする。(附属建築物については０．３ｍ以上) ただし、公益上必要な建築物についてはこの限りではない。
	建築物等の高さの 最高限度	地盤面から１０ｍ（軒高７ｍ） (ただし附属建築物は軒高３ｍ)
	建築物等の 形態又は色彩 その他の意匠の制限	建築物の屋根、外壁の意匠・形態は、周辺環境との調和に留意したものとする。色彩は、良好な居住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとする。
	垣又はさくの 構造の制限	道路に接する部分に、垣又はさくを設置する場合は、原則として生垣とする。その他の構造とする場合は、周辺の環境を損なわないように、透視可能なものとする。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

無秩序な個別開発による不良な街区形成を防止し、富山地方鉄道上滝線 布市駅を拠点とした良好な低層住宅地の形成を図るため。

計画図

地区名：布市駅周辺地区
面 積：約 1. 8ha

整理番号	地区名：布市駅周辺地区
	地区計画
①―②	地番界
②―③	測量界
③―④	道路界
④―⑤	測量界
⑤―⑥	道路界
⑥―⑦	測量界
⑦―⑧	道路界
⑧―⑨	測量界
⑨―⑩	道路界
⑩―⑪	測量界
⑪―⑫	道路界
⑫―⑬	測量界
⑬―⑭	地番界
⑭―⑮	水路界
⑮―⑯	測量界
⑯―⑰	水路界
⑰―⑱	道路界
⑱―⑲	測量界
⑲―⑳	道路界
㉑―㉒	測量界
㉒―①	道路界

※ 整理番号については、北東から時計まわりで付している。

- 決定する区域
- 大字界
- 小字界

